

さあ、今こそ考えよう

市 町 村 合 併



もくじ

市町村合併の状況	1
市町村合併の必要性	2
市町村の現況と将来の見通し	3
市町村合併の推進	5
構想対象市町村の組合せ	6
組合せに係る留意事項	7
市町村合併に関する県の取組みや支援策	8
合併するといひことはありますか？	9
合併すると困ることはないですか？	10
地域自治組織制度	11
市町村合併に関する特例措置	12
市町村合併までの流れ	13
住民発議制度	14
奈良県が示した市町村合併の組合せ地図	15

豊かな未来に向けて
地域のチカラで
新しいまちづくり

市町村合併の状況

市町村数の変遷と市町村合併の状況

本県の市町村数は、明治22年4月1日、市制町村制の施行時には10町144村でありました。その後、昭和28年に町村合併促進法、昭和31年には新市町村建設促進法がそれぞれ施行され、これらの法律のもとで進められたいわゆる「昭和の大合併」などを経て、平成12年4月1日時点では10市20町17村の計47市町村となりました。

さらに、平成11年に市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）の改正により合併支援措置が拡充強化され、本県の市町村合併は、当時47市町村の内37市町村が、任意又は法定の協議会に参加し合併協議が行われました。

平成の大合併として奈良県で第1号となったのは、平成16年10月1日の新庄町と當麻町の新設合併による「葛城市」の誕生でした。続いて平成17年4月1日には、月ヶ瀬村と都祁村が奈良市に編入合併、平成17年9月25日には、西吉野村と大塔村が五條市に編入合併、平成18年1月1日には、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村が新設合併し、「宇陀市」が誕生しました。

その結果、現在、県内市町村は、39市町村（12市15町12村）となっています。

全国の状況から見ると、市町村数の減少では東京都、大阪府、神奈川県について4番目に少なく、市町村の減少割合を見ても、大阪府、東京都、神奈川県、北海道について5番目となっており、合併市町村の数、割合ともに少ない結果となっています。

その一方で人口1万人未満の小規模市町村は、18町村と全国で7番目に多く、また、その全市町村に占める割合も46%で6番目に多く、小規模市町村が多い状況となっています。

【市町村数の推移（本県）】

年月日	区分 市町村数			備 考
	市	町	村	
明治22年4月1日	0	15	144	市制町村制施行
昭和28年10月1日	2	13	36	町村合併促進法施行
昭和31年6月30日	5	9	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年3月29日	8	4	7	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年4月1日	10	4	7	
平成16年10月1日	11	4	6	新庄町・當麻町の合併（葛城市誕生）
平成17年4月1日	11	4	4	奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併 市町村の合併の特例等に関する法律施行
平成17年9月25日	11	4	2	五條市・西吉野村・大塔村の合併
平成18年1月1日	12	3	9	大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の合併（宇陀市誕生）

奈良県総務部市町村課作成



全国の状況

平成の大合併は、平成11年4月の兵庫県篠山市の誕生からはじまり、それまでの3,232市町村から平成18年3月末には1,821市町村に再編されました。（新合併特例法の下での合併1件を含む）

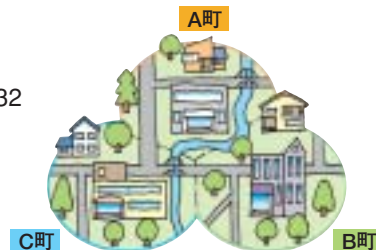
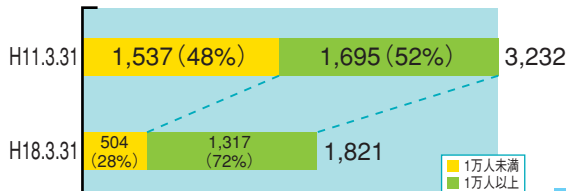
昭和40年に施行された旧合併特例法が10年ごとに延長・改正され、特に平成11年には、地方交付税の特例措置の拡充、住民発議制度の拡充、合併特例債の創設等合併をめぐる障害を除去するための措置が講じられ、その結果、全国各地の市町村合併は急速に進展しました。現在も新合併特例法の下で、全国各地で合併に向けた取り組みがもうはじまっています。

【人口1万人未満の市町村数等の推移（全国及び奈良県）】

○全国の推移

	平成11年3月31日	平成18年3月31日
市町村数	3,232	1,821
うち人口1万人未満	1,537	504
平均人口(人)	36,387	65,499
平均面積(km ²)	116.9	203.6

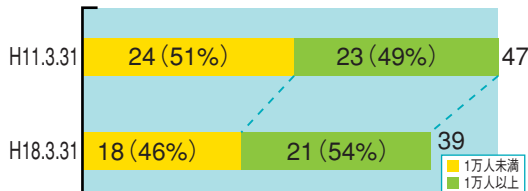
平成11年3月31日人口は平成7年国勢調査による
平成18年3月31日人口は平成17年国勢調査による
東京都特別区の人口は除く



○奈良県の推移

	平成11年3月31日	平成18年3月31日
市町村数	47	39
うち人口1万人未満	24	18
平均人口(人)	30,444	36,445
平均面積(km ²)	78.5	94.6

平成11年3月31日人口は平成7年国勢調査による
平成18年3月31日人口は平成17年国勢調査による



市町村合併の必要性

市町村を取り巻く環境が大きく変化しており、それらに適切に対応していくことが求められています。

日常社会生活圏の拡大

交通・情報通信手段の発達により、住民の日常社会生活圏は一層の広がりをを見せています。これに伴い、住民の行政ニーズも市町村の区域を越えて広域化しており、現在の行政区域では、住民の行政ニーズに十分対応することが難しくなっています。



人口減少と少子高齢化

人口減少により、税収等の落ち込みが予想され、少子高齢化の進行は、医療・福祉等の需要をさらに増大させることが見込まれます。このような状況に対処するため、専門的な人材の確保、公共施設や防災体制の整備などの行政サービスの充実を図る必要がありますが、従来の市町村の単位では適切な対応が難しい状況になりつつあり、特に小規模町村では深刻な状況が予想されます。



逼迫する市町村財政

市町村財政は大変厳しい状況にあり、今後、一層厳しさを増すことが予想されます。一方、少子高齢社会に向けた地域福祉政策や社会資本の整備のためには、財政需要はますます増大するものと見込まれます。今後、各市町村においては、増大する行政需要に適切に対応していくためには、一層効率的な行財政運営が求められます。



自主的・主体的な地域づくり

住民に最も身近な基礎自治体である市町村において、自ら立案し、それを住民にわかりやすく説明し、理解を求めることができるなど、分権型社会に対応した自立した自治体となることが重要です。

また、行政需要が増え続け、住民のニーズが高度化・多様化する時代にあってボランティアやNPO、企業と行政とが、適切に役割分担し、主体的に協力し合う活力ある地方自治を確立するには、民間と行政との協働による公共サービスの効率化を進める必要があります。



これらの課題に
対応するために

基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化

そのための手段
として…

市 町 村 合 併

市町村の現況と将来の見通し

市町村の人口及び高齢化等の見通し

県内の小規模町村の状況

(人口一万人未満の町村/平成17年国勢調査速報値による)



1 人口と面積

県内市町村の平均人口・平均面積とも全国の平均を大きく下回っており、小規模な市町村が多い状況となっています。

【県内市町村の平均人口・平均面積】

区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
市町村計(本県)	1,421,367	3,691.09	385.08
市(12市)	1,116,138	1,272.20	877.33
町村(27町村)	305,229	2,418.89	126.19
1市町村あたり平均(本県)	36,445	94.64	385.08
市	93,012	106.02	877.33
町村	11,305	89.59	126.19
1市町村あたり平均(全国1,821市町村)	65,499	203.64	321.64

(人口:平成17年国勢調査による。面積:国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」全国及び本県市町村数は平成18年3月末時点。)

2 人口、高齢化の推移

奈良県では、1人の女性が一生の間に産む子供の数の平均(合計特殊出生率)が低いことなどから、急速な人口減少が見込まれています。市町村の存立基盤である人口、とりわけ労働力人口の減少は、市町村の財政規模の縮小や必要な人材を確保できないなど、市町村の行財政能力の低下を招くことが危惧されます。

全国及び奈良県においても、総人口が減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合は平成42年には約30%に達するなど、本格的な少子高齢社会が到来すると見込まれます。高齢者数の増加は、医療福祉等に対する市町村の負担を増大させるなどの様々な課題をもたらすことが予想されます。

図1 人口の推移

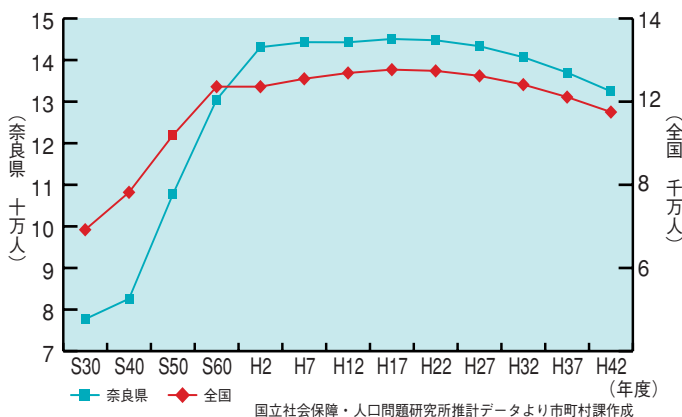
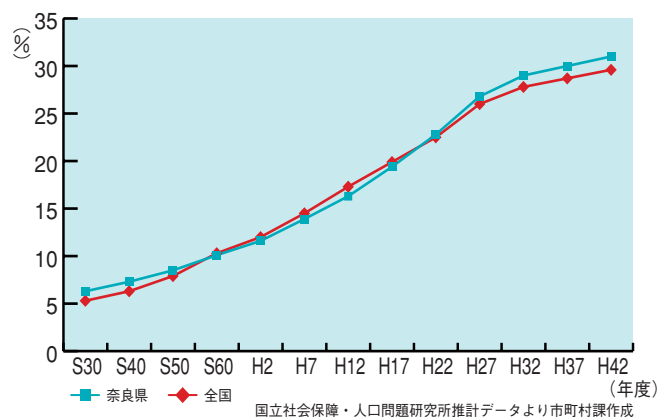


図2 65歳以上の老年人口の割合の推移



行財政運営の状況

1 行政運営の状況

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、機関委任事務制度や国の地方に対する関与が廃止・縮小され、市町村は住民の最も身近な行政主体として、自立性の高い行政主体となることが求められています。

また、市町村は、地域住民のために様々な行政事務を処理していますが、その行政サービスは高度化・多様化するとともに、増大する傾向にあります。さらにいずれのサービスも人口規模による処理量に差はあるものの、各市町村ともほぼ同じレベルの

サービスが要求されています。

しかし、小規模な町村では、例えば、高齢福祉、児童福祉、障害者福祉など広範多岐にわたる福祉関係の全ての事務を3～4人で処理するなど、担当職員1人で広範囲な業務を担当しているのが現状です。このような状況の中で、地域の特性を生かしたまちづくりの推進のために、自ら政策を立案し、実践していけるような組織体制の確立や人材育成に苦勞しています。今後、多くの分野で、専門的に高度な事務処理を行っていきける体制づくりが重要な課題です。

② 財政の状況

市町村は、介護保険をはじめとする少子高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、担うべき役割とこれに伴う財政需要が増大するものと見込まれます。

これらの役割に、市町村が的確に対応するため、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立する必要があり、行財政改革に取組み、財政体質の健全化に努めることが重要です。

しかしながら、県内の市町村は、借入金残高が急増しており、その元利償還が財政を圧迫するなど、極めて厳しい状況にあり、今後一層厳しさを増すことが予想されています。さらに地方交付税等の削減が進めば、市町村の行財政改革にかかわらず、基金が枯渇し、予算編成も実質的に不可能（市町村財政の硬直化）となり、住民サービスの低下や住民負担の増加を余儀なくされるといった事態も懸念されます。

【市町村の規模と介護保険を担当する職員数の比較】

A市の福祉関係の組織（人口約11万人の市）	B町の福祉関係の組織（人口約3万人の町）	C村の福祉関係の組織（人口約2千人の村）
福祉健康部（190名） 健康課（課長1・補佐1）計21名 管理係 休日夜間応急診療、精神保健、感染症対策、医療関係団体に関することなど 健康係 母子保健、老人保健法による保健事業、精神保健及び精神障害（14）者福祉法による居宅生活支援、結核その他疾病予防に関すること等 国保年金課（課長1・補佐1）計25名 国保係 国民健康保険税に関すること、国民健康保険被保険者資格等に関すること、国民健康保険運営協議会に関することなど 年金係 国民年金被保険者の資格の得喪、国民年金関係書類の審査・通達、核保者名簿、福祉年金に関すること 福祉医療係 老人・母子・乳幼児・心身障害者に対する医療費の助成、老人保健法による医療に関すること 介護保険課（課長1・補佐1）計11名 認定係 要介護認定の申請、認定、介護認定審査会、高齢者の健康啓発に関すること 保険係 介護保険料の賦課徴収に関すること、介護保険被保険者の資格等に関すること、介護報酬の請求・審査、保険給付金の支払、介護保険の運営、介護保険のサービス提供事業者の指導等に関することなど 福祉事務所 福祉総務課（課長1・補佐1）計24名 庶務係 地域福祉計画、保護品品の支出、高齢者交通費助成事業、災害救助、戦傷者等・戦没者遺族等の援護、高齢者の生きがいに関することなど 保護係 生活保護法に定める各種扶助、生活保護法に定める調査・指導・措置、民生委員・児童委員・民生委員推薦会、行旅病人・行旅死亡人・浮浪者の取扱いなど 福祉支援課（課長1・補佐1）計13名 福祉係 高齢者・障害者の福祉計画、福祉年金の支給、障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給等に関すること、障害者福祉施設等の整備、福祉統計に関することなど 支援係 高齢者の訪問指導、高齢者・障害者の生活支援・家族介護支援事業、介護支援専門員の指導・育成等、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に関すること、介護予防に関すること 児童福祉課（課長1・補佐1）計9名 保育係 保育所の入所・退所の決定、保育料の決定・徴収、保育所運営委員会に関すること 児童福祉係 児童福祉施設に関すること、児童福祉法に関すること、母子及び寡婦福祉法に関すること、児童館に関することなど 4保育園（76） 児童館他（5）	住民生活部（333名） 福祉課（課長1・補佐2）計14名 社会福祉係 社会福祉、人権対策、生活保護、身体障害者福祉、知的障害者福祉、あゆみの家、災害救助、ふれあい交流センター 児童福祉係 児童福祉、母子福祉、保育所、学童保育 高齢福祉係 高齢者福祉、老人憩いの家、〇〇組合、シルバー人材センター 介護福祉係 介護保険（3） 健康増進課（課長1・補佐1）計19名 健康対策係 健康増進対策、伝染病予防、保健センター、休日診療組合（保健センター内） 国民年金係 国民年金事務（3） 国民健康保険係 国民健康保険（1） 福祉医療係 老人・心身障害者等への医療費の助成、老人保健（2）	住民生活課（8名） 住民の諸届の受理/印鑑その他証明/埋火葬の許可/住民基本台帳及び印鑑登録簿の記録整理/戸籍の編成及び記載並びに外国人登録/国民健康保険/国民年金/老人福祉法に基づく医療/災害救助及び日赤事業/妊産婦及び乳幼児の保健/社会保障及び社会福祉/保健衛生、伝染病予防、狂犬病予防法及びい獣処理/ゴミ処理、し尿処理、公害及び環境衛生全般 介護保険/米穀購入通帳、母子手帳交付 保育園 学前児の保育所入園、退園/園児の交通安全策 老人福祉センター 老人の生活、住宅、身上等に関する相談援助、指導/老人の疾病の予防、治療に関する相談、援助、指導/老人健康増進のための栄養、運動等の指導/老人の生業及び就労に関する指導/老人の老後の回復訓練/老人の教養の向上及びレクリエーション等の事業、広報 児童館 地区児童全学年の学童保育/地区児童の自主的、機関及び団体との連絡調整組織的活動の促進/地区児童並びに関係 診療所 健康診断及び健康相談/療養の指導及び相談/診察

【県内の市町村の主な専門職員配置状況】

（表の数字は市町村数）

◆保健師・助産師

市町村人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満		11	2	1		
5,000~10,000人			5	3	1	
10,000~30,000人				6	2	
30,000~50,000人		1			3	1
50,000~100,000人						5
100,000人以上						3

◆栄養士

市町村人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	14					
5,000~10,000人	8	1				
10,000~30,000人	2	4	2			
30,000~50,000人	3	1	1			
50,000~100,000人		1	2	2		
100,000人以上		1	1	1		

◆建築技師

市町村人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	14					
5,000~10,000人	7	1	1			
10,000~30,000人	4	4				
30,000~50,000人	2	1		1	1	
50,000~100,000人				1	2	2
100,000人以上						3

◆土木技師

市町村人口	配置なし	1~2人	3~4人	5~7人	8~10人	11人~
5,000人未満	7	5	1			1
5,000~10,000人	4	1	2	1		1
10,000~30,000人	3	2			2	1
30,000~50,000人					2	3
50,000~100,000人						5
100,000人以上						3

平成17年地方公共団体定員管理調査（H17.4.1現在）より作成

※A市、B町、C村は、いずれも県内市町村

平成17年4月1日現在

市町村合併の推進

平成17年4月より5年間の時限法として市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）が施行されています。

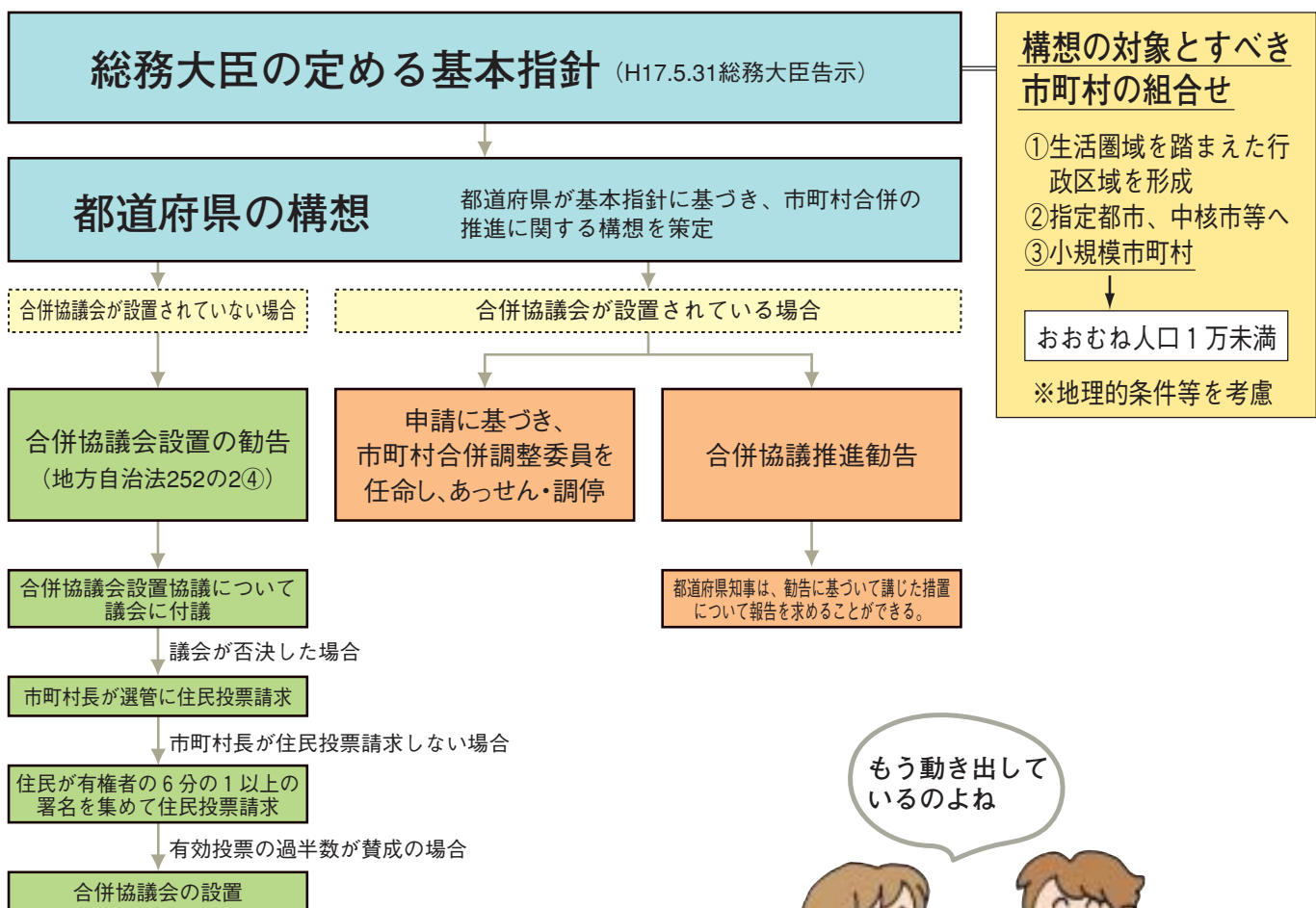
新合併特例法に基づき市町村合併を推進するために、奈良県では、平成18年3月30日に奈良縣市町村合併推進構想（合併が必要と認められる市町村の組合せを含む。以下「構想」という。）を策定しました。

今後策定した構想を土台として、過去の経緯にとらわれず、地域の将来を見据え、中長期的な視点に立った市町村合併の必要性について、市町村や地域住民の皆さんが、主体的な議論を十分尽くしていただくことが必要であると考えています。

そのため、県は、市町村や県民の皆さんに対して、合併の必要性や意義についてわかりやすく情報提供を行うとともに、それぞれの地域の状況に応じて関係市町村に対する様々な支援を行っていきます。

関係市町村においては、住民や議会に対し、財政状況や行政サービスの現状と今後の見通しなどについて十分に説明がなされた上で、市町村合併に向けた活発な議論が展開されることを期待しています。

新合併特例法下における市町村合併の推進



構想対象市町村の組合せ

総務大臣の定めた基本指針で示された①から③の考え方（5ページ参照）や県内市町村の現況や将来の見通し等を踏まえた上で、「奈良県市町村合併推進構想」において、次の第1から第3の考え方を基本にして、県は、具体的な市町村の合併の組合せを示しました。これを構想対象市町村の組合せといたします。

第1 人口1万人未満の町村の解消

逼迫する財政事情・少子高齢化の進行など市町村を取り巻く環境は、厳しい状況が続いており、とりわけ、人口1万人未満の小規模町村への影響は深刻であり、地方分権が進展する中、今後、基礎自治体としての役割を果たしていくためには、行財政基盤の強化が不可欠です。

第2 新たな市制施行

行財政基盤の強化を目指すとともに、福祉事務所の設置などの行政権能の強化により、従来にも増して地域の実情に即した施策の展開が可能となります。また、市制施行に伴い、対外的なイメージ向上を最大限に生かした地域づくりなどの新たな施策展開が可能となります。

第3 人口10万人程度以上の市勢拡大

人口10万人規模の基礎自治体となることにより、一定の行政権能を備え、効率的な行政運営により更なる行財政基盤の強化を目指すとともに、財政規模が大きくなることで重点的な投資や施策展開も可能となります。

この考え方に基づき、県内の9地域について、構想対象市町村の組合せを示しました。
組合せの詳細は次のとおりです。（組合せ地図は15ページ参照）

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）
1	奈良市・山添村	374,701	343.40
2	天理市・川西町・三宅町・田原本町	121,117	117.48
3	桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村	102,859	474.01
4	平群町・斑鳩町・安堵町	56,380	42.50
5	三郷町・上牧町・王寺町・河合町	90,202	30.21
6	橿原市・高取町・明日香村	138,995	89.37
7	大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町	241,871	151.43
8	五條市・野迫川村・十津川村	42,515	1,119.36
9	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・ 下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	47,327	1,227.47

人口は平成17年10月の国勢調査速報値によるものです

組合せに係る留意事項

構想で示した9通りの組合せに基づき、新法下で市町村合併を推進していくこととなりますが、次の①から④について留意した上で推進していきます。

- ①旧合併特例法の下において、合併が実現した地域がある一方で、様々な事情で合併協議が行われたものの、合併に至らなかった地域や合併協議に入らなかった地域などがありますが、新合併特例法の下において、地域の将来を見据え過去の経緯にとらわれず、全ての市町村で市町村合併について改めて主体的な議論を十分に尽くしていただく必要があります。
- ②旧合併特例法の下で合併した市については、現在、新市の一体性の確保に向けて取り組んでいただいているところですが、地域全体の将来像や生活圏域の観点から、引き続き当該市を含む合併が必要と考えられる場合は、今回の構想対象市町村の組合せに位置付けました。
- ③関係市町村の協議により、奈良県市町村合併推進構想で示した組合せと異なる枠組みによる合併協議の熟度が高まるなど、この構想を変更する必要性が生じたときは、奈良県市町村合併推進審議会の意見を聴いて、構想を変更するなど必要な措置を講じます。
- ④将来的には、更なる行政権能の強化を図るため、中核市や特例市等を目指すなど、より広域的な合併についても検討していく必要があります。

構想対象市町村に位置付けなかった市(生駒市・大和郡山市)について

生駒市及び大和郡山市においては、両市とも人口が10万人程度の規模を備えた市であること等から、今回は構想対象市町村に位置付けませんでしたが、将来的には、人口20万人以上の更に充実した行政権能を有する市を目指す合併を検討する必要があると考えています。

私たちのまちの
将来のこと
だね



「奈良県市町村合併推進構想」は どこで見ることができますか。

「奈良県市町村合併推進構想」は、奈良県総務部市町村課内の市町村合併相談コーナー（電話0742-26-4080）までお問い合わせいただくか、奈良県市町村合併・広域行政のホームページアドレス／<http://www.pref.nara.jp/ctv/gapei/>でご覧になれます。また、この構想に対するご質問、ご意見等も市町村合併相談コーナーか、メール（メールアドレスctv2@office.pref.nara.lg.jp）でお寄せください

市町村合併に関する県の取組みや支援策

県では、市町村合併の円滑な推進を支援するため、知事を本部長とする「奈良県市町村合併支援本部」を引き続き設置し、全庁的な取組みを進めています。

1. 情報の提供

講演会やシンポジウムの開催や支援を行うと共に、「奈良県市町村合併・広域行政ホームページ」を通じて、県内の市町村の現状や将来の見通し、市町村合併に関する情報など、県民の方への積極的な情報提供を行っています。

ホームページアドレス/<http://www.pref.nara.jp/ctv/gapei/>

2. 市町村合併に対する様々な支援

新合併特例法の下で、更なる市町村合併を進めるため、県の市町村合併の支援策をまとめた「新奈良県市町村合併支援プラン」を策定しました。

この支援プランに基づき、新合併特例法の法期限内（平成22年3月末）までに十分な成果が挙げられることを目指しています。

【対象地域】

- ◇ 「新奈良県市町村合併推進構想」に位置付けられた構想対象市町村
- ◇ 新合併特例法の下で合併した市町村

① 合併に向けた取組に対する財政支援

- 法定協議会（新合併特例法第3条第1項の規定による「合併協議会」をいう。）の活動経費の一部を、設置された年度から2か年度を限度に助成します。
- 市町村や公共的団体が行う、市町村合併に関する講演会及びシンポジウムなどの情報提供・啓発事業等に要する経費の一部を補助します。

② 合併前後の市町村に対する財政支援

- 「奈良県市町村合併支援交付金制度」により市町村合併に伴う臨時的な財政需要に対応するとともに、合併後の一体的なまちづくりを支援します。
- この制度は、新合併特例法の下で合併した合併市町村または合併を決定した市町村（合併後人口が3万人に満たない場合を除く。）に対して交付するものです。

③ その他の支援

- 「市町村合併相談コーナー」の設置
 - 市町村や住民の方々からの市町村合併に関するご相談やご意見・質疑等にお答えする窓口として、「市町村合併相談コーナー」を市町村課内に設置。

● 人的な支援

- 市町村等が行う市町村合併に関する講演会やシンポジウム等への講師・アドバイザーの派遣
- 合併協議会事務局等への県職員の派遣

● 合併市町村基本計画を実現するための支援

- 合併市町村基本計画の策定を積極的に支援
- 国の支援事業の活用支援
- 合併市町村基本計画に掲げられた県事業の重点実施、優先採択、適用要件の緩和等の優遇措置など

● その他

- 県の各種計画における圏域の設定や県出先機関の所管区域等についての見直し、県からの権限移譲の推進など



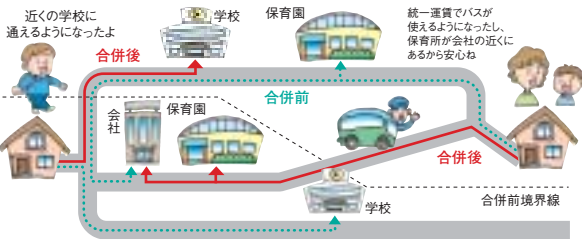
合併するといいいことはありますか？

住民の利便性の向上

生活圏の拡大に対応して、各種の行政サービスを提供することが可能となります。また、広域的にスポーツ施設や文化施設などの公共的施設の利用が可能となるなど、住民の皆さんの利便が向上します。

▶ 例えば……

- 高速インターネット環境の整備等により、山間部における告知放送不感地域を解消。また市内の無料電話（IP電話）網を構築。（岐阜県郡上市）
- 合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能に。（新潟県新潟市）
- 図書館が複数となって蔵書数が増加し、インターネットで予約した本を最寄りの館で受け取ることが可能となりました。（山口県周南市）



行政サービスの高度化・多様化

専任の職員や部局の設置・増員等、組織の一層の高度化や合理化、より効果的な公共施設の配置などが可能となるとともに、重点的な投資による基盤整備等、限られた税財源や職員等の有効活用により、一層高度かつ多様な行政サービスの提供が可能となります。

▶ 例えば……

- 学芸員や社会福祉主事など、専門的な職員の配置が可能となりました。（青森県十和田市）
- こども未来課（子育て支援、少子化対策の強化）や男女共同参画課を新たに設置できました。（福岡県筑前町）
- 町内に新たな消防署を整備することで、非常備消防や事務委託であったものが常備化され、救急医療体制・消防防災体制を充実・強化（岡山県吉備中央町）



動き出しています

行財政の効率化

行財政の効率化と基盤強化を図ることができ、市町村の自主性・自立性を高め、様々な政策決定をより的確に行うことが可能となります。

少子高齢化など、社会情勢の変化に伴い、行政改革は今後とも求められることが予想されます。行政改革を断行しつつ、必要な行政サービスの水準を確保するには、規模拡大による行財政基盤強化が欠かせません。

▶ 例えば……

- 市長や議員等の特別職、一般職の削減により10年間で88億円以上の削減の見込み。（栃木県日光市）
- 広報紙印刷費が年間1,100万円から600万円に経費削減が可能になりました。（岡山県赤磐市）
- 加除式などの書籍の購入経費削減により、総務・企画関係を中心に約2,500万円から1,300万円程度へと約半分に削減される見込み。（岡山県瀬戸内市）



広域的なまちづくり

日常生活圏が益々広がる中で、広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニング等、まちづくりをより効果的に実施できます。

▶ 例えば……

- 合併により、梅の生産量日本一となり、日本一の「梅の町」としてのまちづくりを推進。梅の振興及び試験研究を行う「うめ課」を設置。（和歌山県みなべ町）
- 広域的な観光振興策の取り組みの一環として、職員を県福岡事務所に派遣し、県と一体となった観光の推進及び福岡圏域での対馬市観光情報の発信を実施。（長崎県対馬市）



合併すると困ることはないですか？

行政サービスが低下しませんか

解決
できます

一般的に、合併後は、「サービスは高く、負担は低く」なるように取組みがなされていますが、必ずしも全ての分野でそうなるわけではありません。しかし、合併による事務事業の効率化やスケールメリットにより公共料金等の負担水準をなるべく低く抑え、行政サービスの維持が図られます。

また、市町村の規模が大きくなることによって、1人の職員に係る事務分担が軽減され、専門的かつ高度な課題に対応できる人材の確保、養成が可能となります。

これにより、必要な行政サービスの水準を確保するのみならず、多様な住民ニーズに対して的確に対応することが可能となるのです。

▶ 例えば……

- 常備消防の拡大により、大塔地区に、五條市消防署大塔分署を設置し地域住民の安心、安全性が向上しました。
(五條市)
- 人権、男女共同参画を充実させるため、新たに人権政策課を設置。
(葛城市)
- 各保育所で延長保育時間にバラツキがあったが、長い時間に統一することにより、子育て環境の充実を図っています。
(宇陀市)

地名や伝統文化がなくなるのでは

解決
できます

旧市町村の名称は、町・字名や公共施設（学校など）の名称として残すことができます。地域の伝統文化は、新市町村のイメージ形成に必要不可欠です。地域の歴史、文化を発信するための良いチャンスと捉えてみてはどうでしょう。

▶ 例えば……

- 「地域振興組織」を市全域に設置、その形態は集落を基礎的な単位として残しつつ、やや広域のコミュニティ組織を形成。情報を住民と共有し住民自治活動の育成支援を通じて、住民と行政の対話を基礎とした協働のまちづくりを推進。
(広島県安芸高田市)



新しいまちづくり

役場が遠くなり不便では

解決
できます

合併後も、それまでの市役所や町村役場は、引き続き新市町村の支所や出張所として活用できますし、また、住民票の発行などの地域のニーズの高い特定の事務を、地域に密着した郵便局が取り扱うことができるような法律の整備もされています。

▶ 例えば……

- 旧月ヶ瀬村役場及び旧都祁村役場は、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターとして、戸籍の謄抄本や住民票の交付、国民健康保険の資格取得、母子手帳の交付など地域のニーズの高い業務を行っています。
(奈良市)
- 旧西吉野村役場及び旧大塔村役場は、西吉野支所及び大塔支所として、主な窓口業務とともに、地域振興課において地域住民のニーズに対応すべく取り組んでいます。
(五條市)
- 公共施設間を結ぶ公共バスを運行し、市役所を利用する方々の利便性を高めています。
(葛城市)



住民の声が届きにくくなるのでは

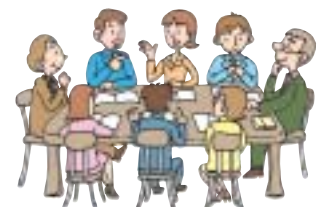
解決
できます

合併についての議論を行う合併協議会で、合併後の市町村の均衡ある発展が図られるように「合併市町村基本計画」を定めることとなっています。それぞれの地域特性を活かして、地域住民のみなさんの意見を反映させることが大切です。

また、地域自治組織制度の活用により、地域振興に向けた取組みを強化し、地域住民の意見を新しいまちの施策に反映することができます。

▶ 例えば……

- 月ヶ瀬地域振興協議会、都祁まちづくり協議会を設置し、両地区において地域振興のためのスポーツ大会や交流事業の企画・実施、さらに市に対する要望のとりまとめを行っています。
(奈良市)
- 旧西吉野村及び旧大塔村において、市長に対して地域住民が必要な意見等を述べる場として地域審議会を設置。
(五條市)



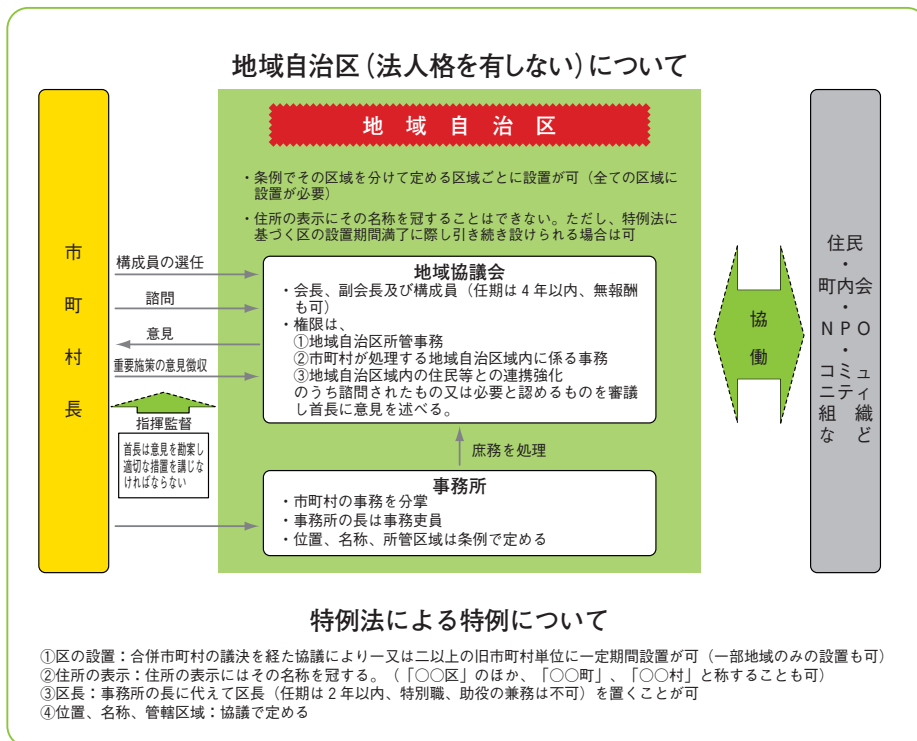
地域自治組織制度

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、地域の事情に応じきめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の市町村の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に**地域自治区**、**合併特例区**を置くことができます。これらをまとめて、地域自治組織と呼びます。

地域自治組織は、旧市町村の区域に関する事務に関して、新市町村の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることとなります。

地域自治区・合併特例区の活用により、**旧市町村名を残すこともできます**。

地域自治組織の仕組み



●地域自治組織の活用事例 (新潟県上越市)

集落や町内会などの地域コミュニティを地域づくりや公的サービスの新たな担い手として位置付け、これらの活動を支援するための機能を地域自治区の事務所に配置しています。

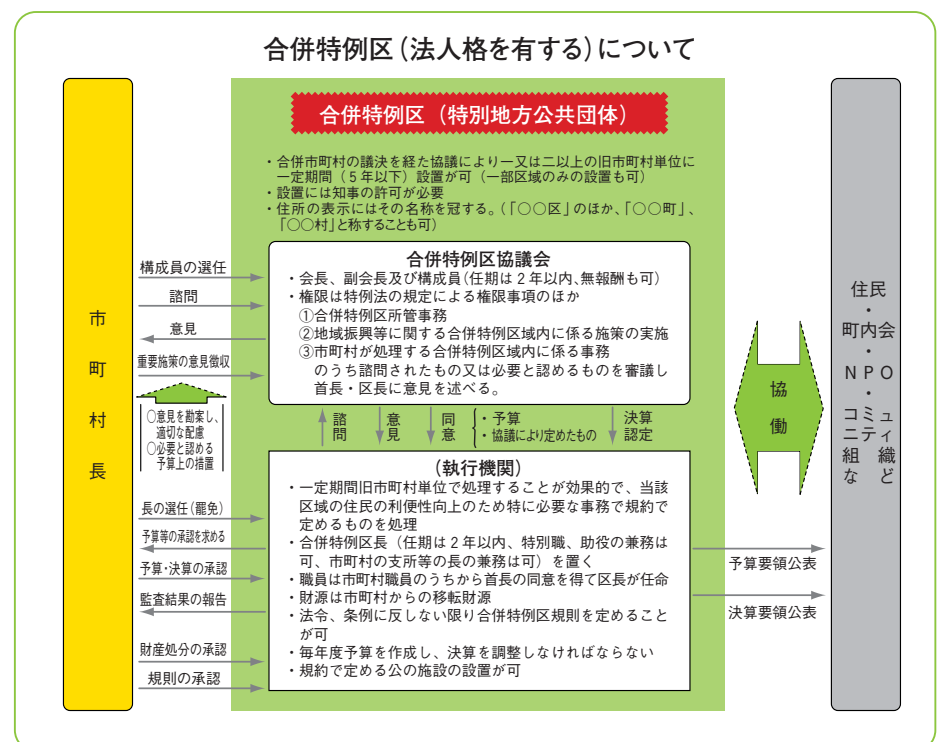
具体的には、旧町村役場や公民館などを転用して、地域住民が集まり活動する場であるコミュニティプラザを作り、ここを地域自治区の事務所とし、コミュニティプラザの管理運営を住民に委ね、住民の公的分野への参画による自主的、自立的な地域づくりの足がかりとしています。

地域の総合窓口としての機能を果たしたり、自主的な地域活動の実施・育成・啓発、サークル活動・生涯学習講座等、住民組織を中心とする地域コミュニティ活動を支援する活動を行っています。

●地域自治組織の活用事例 (宇陀市)

地域住民の意見を行政に反映させ、住民と行政の連携を強化することを目的に、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の旧町村単位に地域自治区を設置し、住居表示を地域自治区制度導入により、大宇陀区、菟田野区、榛原区、室生区としました。

また、合併後も住民の意見を聞き、施策に反映させるため、地域自治区に地域協議会を置き、地域の産業や観光資源、文化などを活かしたまちづくりを進めています。



市町村合併に関する特例措置

新合併特例法において、市町村合併の円滑な取組を推進するために、様々な特例措置があります。

市となるべき要件の特例

平成22年3月31日までに限り、人口3万人以上を有することのみで市となることができます。地方自治法の要件を満たす必要はありません。

議員の定数特例・在任特例

合併後の議会議員の定数及び任期について、地方自治法の原則を適用するか、合併関係市町村の協議により、新市町村の議会議員の定数を一定期間増員するか（定数特例）、合併関係市町村の議員が新市町村の議会の議員として在任するか（在任特例）、いずれかを選択することができます。

	合併の事例		地方自治法の原則		新合併特例法による特例	
					在任特例	定数特例
新設合併	A市とB町が合併してC市が誕生	A市議員	失職	合併後50日以内に選挙	2年を超えない範囲で議員全員が引き続き在任	C市の法定定数の2倍の範囲内で議員定数を設定（最初の任期のみ）し、合併後50日以内に選挙
		B町議員				
編入合併	A市をB町が編入	A市議員	存続	定数が増加する場合は、合併後50日以内に選挙	合併前のA市の議員の任期まで議員全員が在任	A市の定数×B町の人口÷A市の人口によって得た定数をB町の区域を選挙区として増員選挙
		B町議員	失職			

地方税に関する特例

合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民負担にとって衡平を欠くこととなると認められる場合には、合併した日の属する年度とこれに続く5か年度に限って、課税をしないこと又は不均一課税をすることができます。

地方交付税の額の算定の特例（合併算定替）

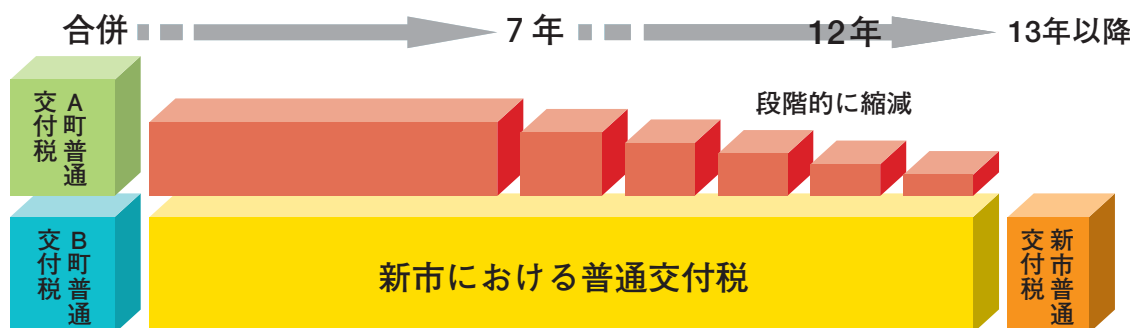
市町村合併が行われると、スケールメリットにより経費の節減が図られ、一般的には合併前に比べて普通交付税の額が減少します。

しかし、経費の節減効果は合併後直ちに現れるものではないので、急激に普通交付税の額が減少することのないよう、合併した年度及びこれに続く9か年度（段階的に5か年度に短縮）については、合併前の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額となります。

なお、その後5か年度で段階的に縮減されます。（激変緩和期間）

（平成17・18年度合併：特例期間9年、平成19・20年度合併：特例期間7年、平成21年度合併：特例期間5年）

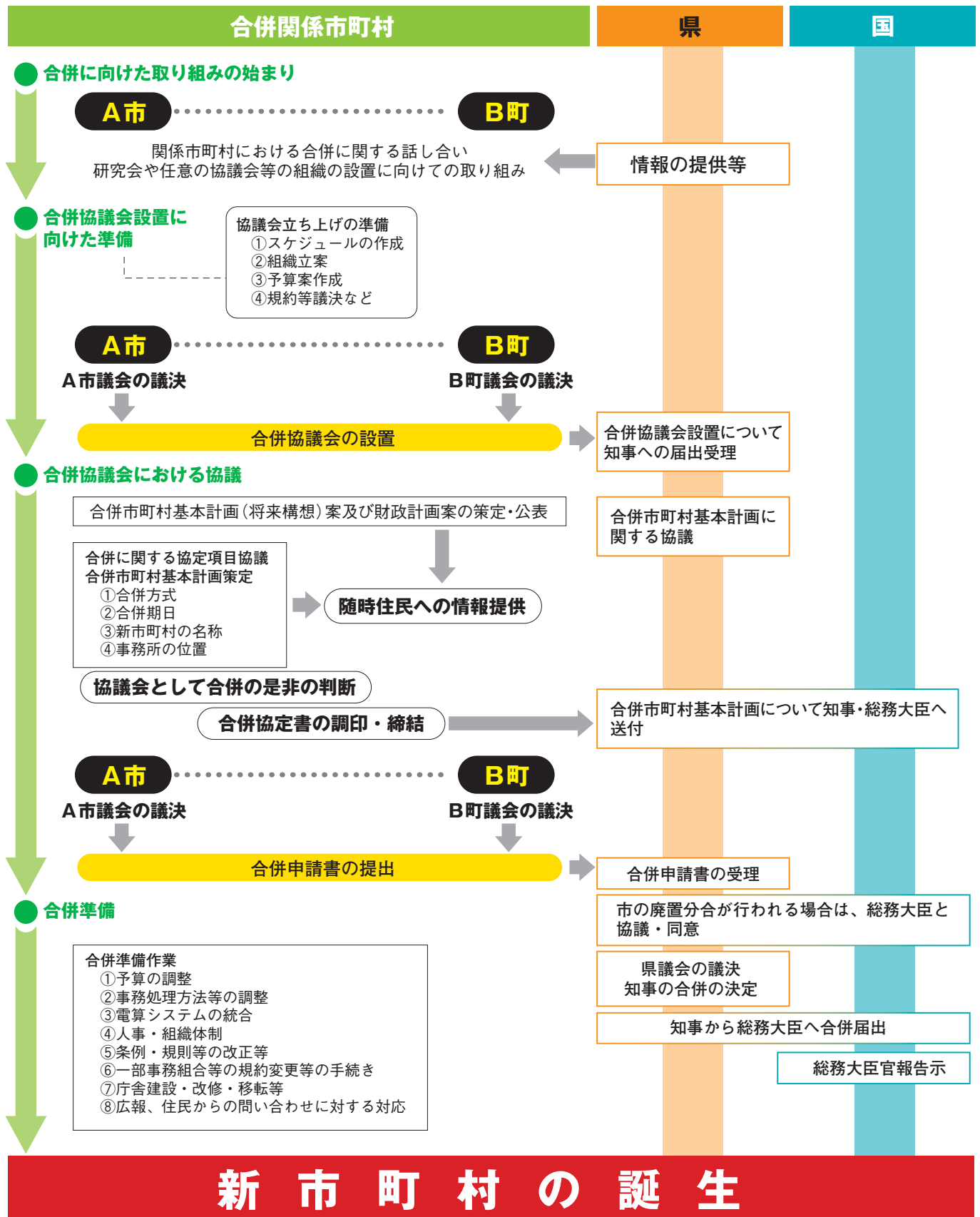
平成19・20年度に合併した場合



市町村合併までの流れ

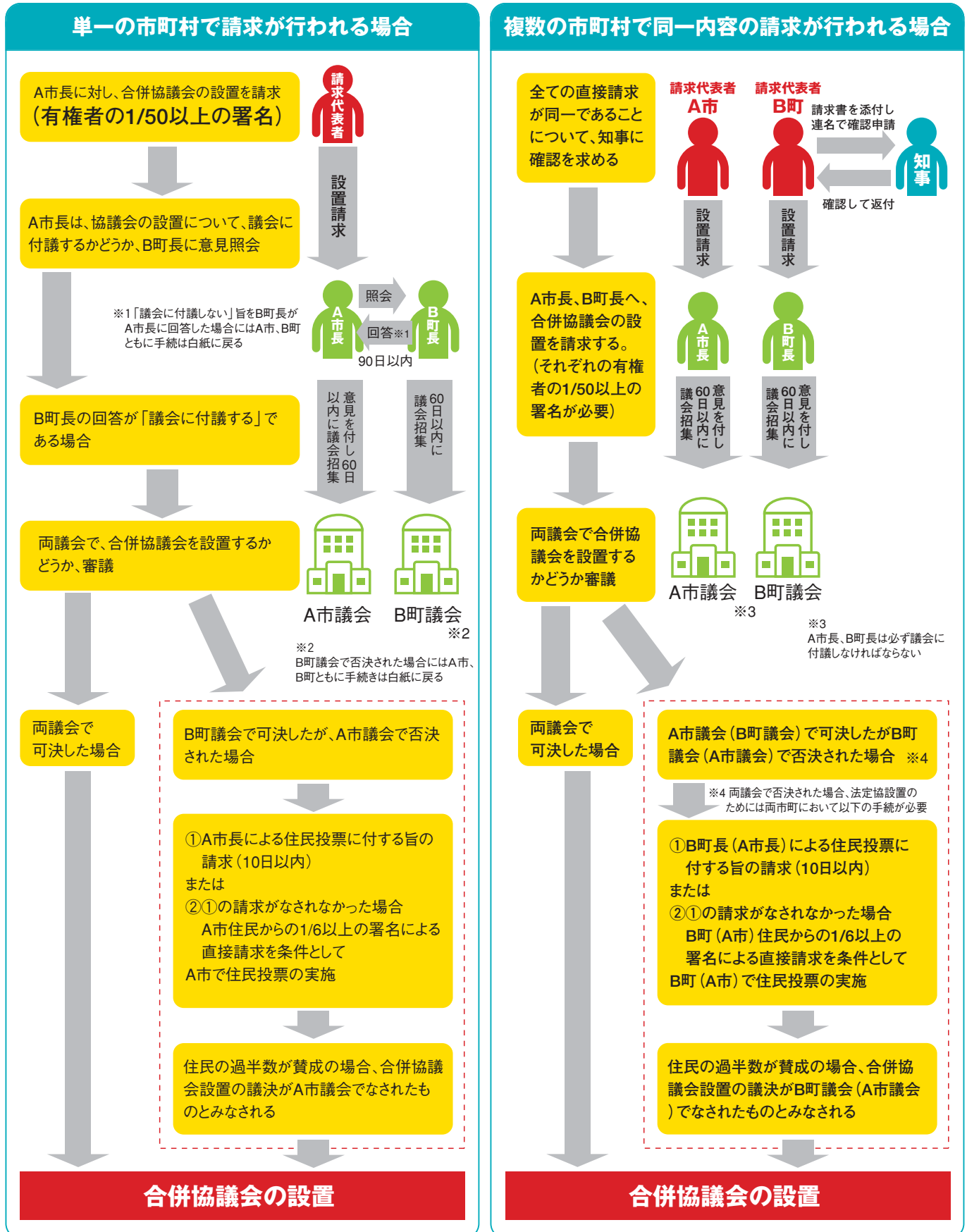
市町村合併は、地域の将来や地域住民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼす事項ですので、関係市町村の間で十分に議論し、地域全体の理解と協力のもとで進めることが大切です。

このため、市町村合併は、合併協議会などの検討組織において様々な協議を経たうえで進められる仕組みになっています。

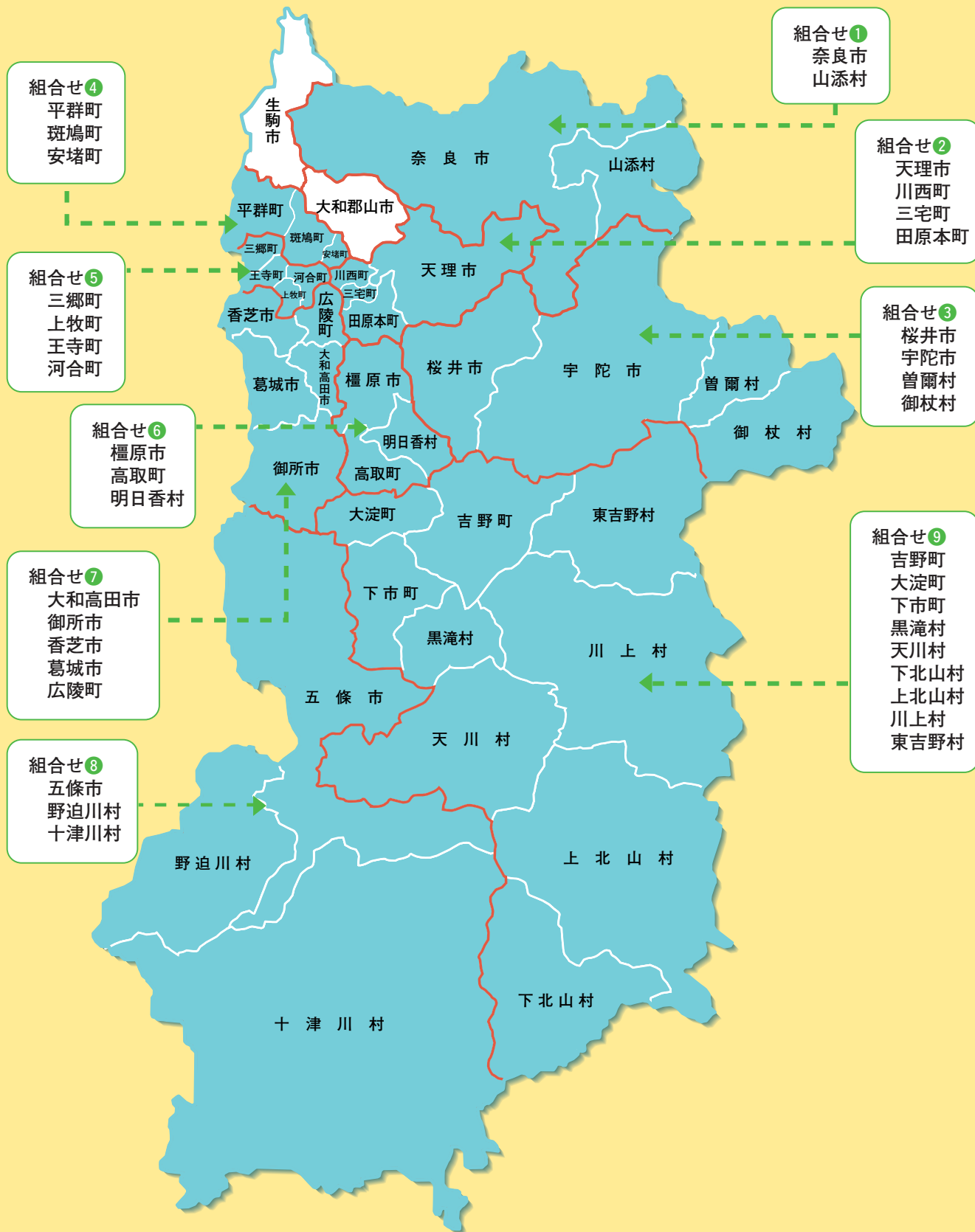


住民発議制度

有権者は、その総数の50分の1以上の者の署名をもって、その代表者から市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができます。請求の手続きには、次の2つの方法があります。



奈良県が示した市町村合併の組合せ地図



組合せ①
奈良市
山添村

組合せ②
天理市
川西町
三宅町
田原本町

組合せ③
桜井市
宇陀市
曾爾村
御杖村

組合せ④
吉野町
大淀町
下市町
黒滝村
天川村
下北山村
上北山村
川上村
東吉野村

組合せ⑤
三郷町
上牧町
王寺町
河合町

組合せ⑥
橿原市
高取町
明日香村

組合せ⑦
大和高田市
御所市
香芝市
葛城市
廣陵町

組合せ⑧
五條市
野迫川村
十津川村

組合せ⑨
平群町
斑鳩町
安堵町

奈良県

市町村合併に関する
様々な情報等のお問い合わせは
右記までお気軽にどうぞ。

奈良県総務部市町村課合併支援グループ（奈良県市町村合併支援本部事務局）
〒630-8501奈良市登大路町30番地 TEL0742-26-4080 FAX0742-23-8439
ホームページアドレス<http://www.pref.nara.jp/ctv/gapei/> メールアドレスctv2@office.pref.nara.lg.jp